

議員提出議案第1号

鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月22日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

鳥取県議会における情報通信技術の活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議会における情報通信技術の活用について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例（鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）を除く。）並びに議会又は議長の定める規則及び規程（鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）及び鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）を除く。）をいう。
- (2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われる通知をいう。
- (6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たする行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(7) 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(8) 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認めるときは、議長が認める場合又は申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものと議長が認める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例

等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知等をすべき電磁的記録に記録されている事項を紙面若しくは映像面に表示する方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があるとき議長が認める場合は処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものと議長が認める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に

記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの

の 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 前2条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であつて当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県議会委員会条例の一部改正)

2 鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(記録) 第25条 略	(記録) 第25条 略

(電子情報処理組織による通知等)

<p>第26条 この条例の規定に基づき行う通知並びに記録の作成及び保存については、<u>会議規則の規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(会議規則との関係)</p> <p>第27条 略</p>	<p>(会議規則との関係)</p> <p>第26条 略</p>
---	---------------------------------

(鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正)

- 3 鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（平成25年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の請求)</p> <p>第5条 議員は、他の議員において第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員が<u>記名し、理由を明らかにした文書をもって、議長に審査を請求することができる。</u></p>	<p>(審査の請求)</p> <p>第5条 議員は、他の議員において第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の<u>連署により、理由を明らかにした文書をもって、議長に審査を請求することができる。</u></p>

2 略	2 略
-----	-----

議員提出議案第2号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月22日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

鳥取県議会議事規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p>第15章 補則（<u>第110条—第112条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（参集）</p> <p>第1条 議員は、招集日の午前10時までに議事堂等（議事堂又は災害、改修その他のやむを得ない事由のため議事堂を使用することができない場合において議長が別に定める場所をいう。以下同じ。）に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p>第15章 補則（第110条）</p> <p>附則</p> <p>（参集）</p> <p>第1条 議員は、招集日の午前10時までに議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p>

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならぬ。これを変更したときは、また同様とする。

(議席)

第5条 略

2 略

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第6条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 略

(会期中の閉会)

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならぬ。これを変更したときは、同様とする。

(議席)

第5条 略

2 略

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名を付ける。

5 会議中議員の称呼は、その議席の番号となえる。

(会期)

第6条 会期は、おおむね次のとおりとし、会期の始めに議会の議決で定める。

(1) 定例会 10日

(2) 通常予算を審議する定例会 30日

(3) 臨時会 5日

2 略

(会期中の閉会)

第8条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第10条 略

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会期中でない場合であつて特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。ただし、災害、改修その他のやむを得ない事由のため号鈴を使用することができない場合は、この限りでない。

(出席催告)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂等に現在する議員又は議員の住所、宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもって

第8条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第10条 略

2 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(出席催告)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所、宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもって

行う。

(議案の提出)

第15条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに記名して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに記名して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

2 略

(修正の動議)

第18条 修正の動議は、その案をそなえ、発議者が記名して、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急又は簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(先決動議の表決順序)

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

行う。

(議案の提出)

第15条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連置して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連置して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

2 略

(修正の動議)

第18条 修正の動議は、その案を具え、発議者及び賛成者が連置して、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急しくは簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(先決動議の表決順序)

第19条 他の事件に先だつて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

(日程の変更)

第23条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程を変更することができる。

(選挙の宣告)

第24条 略

2 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

3 投票による選挙を行うときは、議長は第1項の規定による宣

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者の全員から請求しなければならない。

(日程の変更)

第23条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程を変更することができる。

(選挙の宣告)

第24条 略

告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票の終了)

第27条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第28条 略

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から第78条の規定により会議に諮つて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必

要な事項は、議長が定める。

(選挙に関する疑義)

第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮つて決める。

(一括議題)

(投票の終了)

第27条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第28条 略

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から第78条 (簡易表決)の規定により会議にはかつて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙に関する疑義)

第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。

(一括議題)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、委員会の審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(修正案を議題とする時期)

第37条 委員長の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、委員長の報告をまつて議題とする。

(修正案を議題とする時期)

第37条 委員長の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができなるときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第36条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終ることができなるときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終らなかつたときは、その事件は、第36条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 略

(議事の継続)

第44条 中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(発言の場所)

第45条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならぬ。ただし、簡易な事項については、議席で発言するものとする。

2 略

(発言の通告及び順序)

第46条 会議において発言しようとする者は、議長の定めた期間内に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言及び緊急又は簡易な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2・3 略

4 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

第44条 中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事が継続する。

(発言の場所)

第45条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならぬ。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告及び順序)

第46条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、緊急若しくは簡易な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2・3 略

4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 略

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

(発言時間の制限)

第51条 略

2 議長の定めた時間の制限につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の通告をしない者の発言)

第47条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 略

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

(発言時間の制限)

第51条 略

2 議長の定めた時間の制限につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

<p>(発言の継続)</p> <p>第53条 中止又は休憩のため、<u>発言が終わらなかつた</u>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第54条 略</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 前項の宣告につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>討論を用いないで会議に諮って決める</u>。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 質疑又は討論終結の動議については、議長は、<u>討論を用いないで会議に諮って決める</u>。</p> <p>(質問)</p> <p>第56条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、<u>質問</u>をすることができる。</p> <p>2 議員は、<u>質問が緊急を要するとき</u> <u>その他真にやむを得ない</u>と</p>	<p>(発言の継続)</p> <p>第53条 中止又は休憩のため、<u>発言が終らなかつた</u>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(発言の取消又は訂正)</p> <p>第54条 略</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 前項の宣告につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>討論を用いないで会議にはかつて決める</u>。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 質疑又は討論終結の動議については、議長は、<u>討論を用いないで会議にはかつて決める</u>。</p> <p>(質問)</p> <p>第56条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、<u>一般質問</u>をすることができる。</p> <p>2 質問が緊急を要するとき、<u>その他真にやむを得ない</u>と認めら</p>
--	--

認められるときは、議長の許可を得て、前項の質問に係る第46条第1項の期間を経過した後であっても発言通告書を提出して、質問をすることができる。

3 略

(委員外議員の発言)

第61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第62条 委員は、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、緊急又は簡単な事項で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(表決議題の宣告)

第70条 議長は、表決を採ろうとするときは、その議題を會議に宣告する。

れるときは、前項の規定にかかわらず、議長の許可を得て緊急質問をすることができる。

3 略

(委員外議員の発言)

第61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第62条 委員は、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、緊急若しくは簡単な事項で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(表決議題の宣告)

第70条 議長は、表決をとろうとするときは、その議題を會議に宣告する。

<p>(起立による表決)</p> <p>第71条 議長が表決を<u>採らう</u>ときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。<u>この場合において、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。</u></p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第76条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。</u></p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第71条 議長が表決を<u>とらう</u>ときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第76条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第25条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第26条(投票)、第27条(投票の終了)、第28条(開票及び投票の効力)、第29条(選挙結果の報告)、第1項、第30条(選挙に関する疑義)及び第31条(選挙</u></p>
--	--

関係書類の保存の規定を準用する。

(簡易表決)

第78条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならぬ。

(表決の順序)

第79条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長は、原案に最も遠いと認めるところから順次表決を採る。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請

(簡易表決)

第78条 議長は、議題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。

(表決の順序)

第79条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長は、原案に最も遠いと認めるところから順次表決をとる。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請

願者の住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）の場
合は、その所在地）及び氏名（法人等の場合は、その名称及び
代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員（以下「紹介議員」
という。）の氏名を記載しなければならない。

2 略

（請願の紹介の取消し）

第81条

紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題
となった後においては議会の許可を得なければならない。ただ
し、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければ
ならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなけ
ればならない。

願者の住所（法人の場合は、その所在地）及び氏名（法人の場
合は、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員
（以下「紹介議員」という。）の氏名を記載しなければならない
い。

2 請願者は、当該請願者が本人であること又は当該請願が自ら
の意思に基づくものであることを証するため、議長が別に定め
るところにより、必要な書類を提出し、若しくは提示し、又は
説明しなければならない。

3 略

（請願を付議する議会）

第81条 請願は、受理後最も近い期日に招集せられる定例会に付
議する。ただし、緊急を要すると認められる請願は、臨時会に
付議することができる。

<p>(請願文書表)</p> <p>第82条 略</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所（<u>法人等</u>の場合は、その所在地）及び氏名（<u>法人等</u>の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載する。</p> <p>(請願の審査)</p> <p>第84条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告を<u>待つて</u>採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 前項の辞職は、議会に報告し、討論を用いないで<u>会議に諮つて</u>その可否を決める。</p> <p>3 略</p> <p>(資格決定の通知)</p>	<p>(請願文書表)</p> <p>第82条 略</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所（<u>法人</u>の場合は、その所在地）及び氏名（<u>法人</u>の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載する。</p> <p>(請願の審査)</p> <p>第84条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告を<u>まつて</u>採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 前項の辞職は、議会に報告し、討論を用いないで<u>会議にはか</u> <u>つて</u>その可否を決める。</p> <p>3 略</p>
--	--

第92条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第94条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー若しくは傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第100条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書をもって発議者が記名して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第87条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

第92条 削除

(携帯品)

第94条 議場に入る者は、帽子、コート、えり巻、つえ若しくはかさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第100条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にかつて決める。

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書をもって発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第87条（(秘密の保持)）第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(出席停止の期間)

第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数人の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議録の配布等)

第108条 会議録は、印刷して、議員（配布を希望しない者を除く。）及び関係者に配布する。

(出席停止の期間)

第104条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数人の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議録の配布等)

第108条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、議員及び関係者に配布し、又は提供する。

2 前項の規定により配布する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載しない。

第15章 略

(電子情報処理組織による通知等)

2 前項の規定により配布し、又は提供する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載し、又は記録しない。

第15章 略

第110条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定により書面その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「書面等」という。）により行うこととしてしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と通知を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機と通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第4項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者があらかじめ書面等により通知を受けることを希望する旨を申し出した場合は、この限りでない。

3 前2項の規定により行われた通知については、当該通知に関

するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第82条第1項、第83条第1項及び第108条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を紙面若しくは映像面に表示する方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができざる措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の場合において、当該通知に関するこの規則の規定により署名、記名その他氏名又は名称を書面等に記載すること（以下「署名等」という。）をすることとしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は

名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、若しくは議会等から通知を受けるときについて対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合又は議会等に対して行われ、若しくは議会等が行う通知に係る書面等のうちその原本を確認し、若しくは交付する必要があるものと議長が認める場合には、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第111条 この規則の規定（第25条第1項（第76条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が書面等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作

成等に関するこの規則の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の場合において、当該作成等に関するこの規則の規定により署名等をすることとしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(会議規則の疑義に関する措置)

第112条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

別表（第13条の2関係）

名称	目的	構成員	招集権者	備考
略				
世話人会	略	議員全員協議会において <u>出席議員の過半数の賛成により選出された</u> 議員	略	

(会議規則の疑義に関する措置)

第110条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

別表（第13条の2関係）

名称	目的	構成員	招集権者	備考
略				
世話人会	略	議員全員協議会において選出された議員	略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。